ロ　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに金銭債権又は金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであって、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定資産に関する事項） **第十八条**　法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　次に掲げる場合であって第二号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、ロの場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続 イ　［略］ ロ　次に掲げる要件の全てを満たす場合 (1)　取得する特定資産が金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。 (2)～(4)　略 ハ　次に掲げる要件の全てを満たす場合 (1)　第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によって特定が可能な金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合 (2)・(3)　略 ニ　［略］ （特定資産の管理及び処分に関する事項） **第十九条**　法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第百二十六条本文に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に関係する事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。） ［四～七　略］	（特定資産に関する事項） **第十八条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　取得する特定資産が指名金銭債権（指名債権であって金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。 (2)～(4)　同上 ハ　［同上］ (1)　第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によって特定が可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合 (2)・(3)　同上 ニ　［同上］ （特定資産の管理及び処分に関する事項） **第十九条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第百二十六条本文に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に関係する事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。） ［四～七　同上］